

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	漁業権及び入漁権（第六条―第五十一条）
第三章	指定漁業（第五十二条―第六十四条）
第四章	漁業調整（第六十五条―第七十四条の二）
第五章	削除
第六章	漁業調整委員会等
第一節	総則（第八十二条・第八十三条）
第二節	海区漁業調整委員会（第八十四条―第一百四条）
第三節	連合海区漁業調整委員会（第一百五条―第一百九条）
第四節	広域漁業調整委員会（第一百十条―第一百四条）
第五節	雑則（第一百五条―第一百九条）
第七章	土地及び土地の定着物の使用（第二百十条―第二百二十六条）
第八章	内水面漁業（第二百二十七条―第三百三十二条）
第九章	雑則（第三百三十三条―第三百三十七条の三）
第十章	罰則（第三百三十八条―第四百六条）
附則	

（定義）

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

(漁業権の定義)

第六条 (略)

2と4 (略)

5 「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具(えりやな類を含む。)を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第五号に掲げるものの以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業(動力漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。))を使用するものを除く。)、飼付漁業又はつきいそ漁業(第一号に掲げるものを除く。)であつて、第五号に掲げるものの以外のもの

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であつて、次号に掲げるものの以外のもの

五 第五種共同漁業 内水面(農林水産大臣の指定する湖沼を除く。)又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるものの以外のもの

(休業による漁業権の取消し)

第三十七条 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

2 漁業権者の責に帰すべき事由による場合を除き、第三十九条第一項の規定に基づく処分、第六十五条第一項の規定に基づく命令、第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、第六十八条第一項の規定に基づく指示又は同条第四項において読み替えて準用する第六十七条第十一項の規定に基づく命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 前項の場合には、第三十四条第五項から第八項まで(意見の聴取)の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「海区漁業調整委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(適格性の喪失等による漁業権の取消し)

第三十八条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

25 (略)

(指定漁業の許可)

第五十二条 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の農林水産省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ）、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要がある、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

3 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

4 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 母船式漁業に係る第一項の許可は、母船にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船等（以下「同一の船団に属する独航船等」という。）を、独航船等にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船（以下「同一の船団に属する母船」という。）をそれぞれ指定して行なうものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

(起業の認可)

第五十四条 指定漁業（母船式漁業を除く。）の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

2 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等の建造に着手

する前又は母船若しくは独航船等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他母船若しくは独航船等を使用する権利を取得する前に、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

3 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有するものは、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部について母船式漁業の起業の認可が申請され、又は当該独航船等と同一の船団に属する母船について母船式漁業の起業の認可が申請されている場合には、当該母船又は独航船等について、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

4 第五十二条第五項の規定は、前二項の認可に準用する。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第五十六条 左の各号の一に該当する場合は、農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三 申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
(許可又は起業の認可についての適格性)

第五十七条 指定漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

三 許可を受けようとする船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等)が農林水産大臣の定める条件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞がある

こと。

2 農林水産大臣は、前項第三号の条件を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

(公示)

第五十八条 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数(母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数)並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、一の指定漁業につきその許可をし又は起業の認可をしても水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことを認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5 水産政策審議会は、前項の公示に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者の申請に対しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が母船式漁業に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容に適合する場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当しない場合であっても、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等についての申請の全部又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船についての申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数（母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合において、その申請のうちに現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該指定漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について次に掲げる事項を勘案して）許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次項において同じ。）の申請者別隻数

二 当該指定漁業の操業状況

三 各申請者が当該指定漁業に依存する程度

5 次の各号のいずれかに該当する場合における措置その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした後において、当該申請に係る船舶が滅失し又は沈没した場合

二 当該指定漁業について従前の許可又は起業の認可を受けている船舶が、前条第一項の許可又は起業の認可を申請すべき期間の満了日の前六箇月以内に滅失し又は沈没した場合

三 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶について、次条各号の規定により許可又は起業の認可の申請をし、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下を受けていない場合

四 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請をした後において死亡し又は解散した場合

6 農林水産大臣は、第四項の基準を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

(許可等の失効)

第六十二条の二 左の各号の一に該当する場合は、当該指定漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 指定漁業の許可を受けた船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次号及び第三号において同じ。)を当該指定漁業に使用することを廃止したとき。

二 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し又は沈没したとき。

三 指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 左の各号の一に該当する場合は、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部又は当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部を当該母船式漁業に使用することを廃止したとき。

二 母船式漁業の許可又は起業の認可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部が滅失し又は沈没したとき。

三 母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その母船又は独航船等の全部を使用する権利を失ったとき。

四 母船又は同一の船団に属する独航船等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が第六十三条において準用する第三十八条第一項又は第三十九条第二項の規定により取り消されたとき。

(許可証の書換え交付等)

第六十二条の三 許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(準用規定)

第六十三条 指定漁業の許可又は起業の認可に関しては、第三十四条第一項(漁業権の制限又は条件)、第三十五条(休業の届出)、第三十七条

第一項及び第二項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第二項、第六項から第十項まで及び第十三項から第十五項まで（漁業権の取消し）並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十二條（漁業従事者に対する措置）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第三十四條第一項中「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」と、第三十八條第一項中「第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたとき」とあるのは「第五十六條第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」と、第三十九條第一項中「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」と、同條第六項、第十項及び第十三項中「都道府県」とあるのは「国」と、同條第八項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて」とあるのは「農林水産大臣が」と、同條第十四項中「第十項、第三十四條第二項（海区漁業調整委員会への諮問）並びに第三十七條第四項（意見の聴取）」とあるのは「第十項」と、同條第十五項中「地方税の滞納処分」とあるのは「国税滞納処分」と、同法第十二條中「第十條第五項」とあるのは「漁業法第六十三條において準用する同法第三十九條第一項」と、「同條第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

4 第一項において準用する第三十四條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項、第二項若しくは第十三項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（漁業調整に関する命令）

第六十五條 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 漁業者の数又は資格に関する制限

2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併

科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては関係海区漁業調整委員会の意見を、内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

（漁業監督公務員）

第七十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

（都道府県が処理する事務）

第七十四条の二 この章に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第百三十五条の二 農林水産大臣又は都道府県知事が第二章から第四章まで（第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令及び規則を含む。）の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（事務の区分）

第百三十七条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六十五条第一項、第六項及び第七項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第三百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第百十六条第三項において準用する第三十九条第六項、第八項及び第十一項並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五十条第二項第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同項の規定に基づく規則若しくは第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に限る。）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 海区漁業調整委員会の委員の選挙又は解職の投票に関し、市町村が処理することとされている事務

二 海区漁業調整委員会選挙人名簿に関し、市町村が処理することとされている事務

第百三十八条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反した者

二 漁業権、第三十六条の規定による漁業の許可又は指定漁業の許可に付けた制限又は条件に違反して漁業を営んだ者

三 定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営み、

又は指定漁業若しくは第三十六条の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者

四 第五十二条第一項の規定に違反して指定漁業を営んだ者

五 指定漁業の許可を受けた者であつて第六十一条の規定に違反した者

六 第六十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

（水産動植物の採捕制限等に関する命令）

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつ、その他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項（内水面の定義）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

8 農林水産大臣は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条（指定土地）の規定により国土交通大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

9 農林水産大臣は、第一項第四号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

（許可漁船の定数）

第九条 農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項（漁業調整に関する命令）及びこの法律の第四条の規定に基く農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、農林水産省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会的条件を総合的に勘案しなければならない。

3 農林水産大臣は、定数を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
（漁獲限度）

第十三条 農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基く農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度（以下「漁獲限度」という。）を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（内水面におけるさけの採捕禁止）

第二十五条 漁業法第八条第三項に規定する内水面においては、さく、河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事が第四条第一項の規定に基づく農林水産省令又は規則の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（事務の区分）

第三十五条の二 第四条第一項、第六項及び第七項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十六条 第五条から第七条までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 （略）

②③⑧ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる

法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪～⑰ (略)

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務
(略)	(略)
漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第六十五条第一項、第六項及び第七項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第三百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第一百六条第三項において準用する第三十九条第六項、第八項及び第十一項並びに第三百三十七条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務 (第五十二条第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同項の規定に基づく規則若しくは第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。)
(略)	(略)
水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号)	第四条第一項、第六項及び第七項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○ 水路業務法 (昭和二十五年法律第二百二号) (抄)

(水路関係事項の通報)

第十九条 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条若しくは第二十二条の規定に基き、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁業につき免許をしたとき、又は同法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県規則により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたときは、左の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第三十七条から第四十条までの規定に基き漁業権を取り消し又は変更したときその他通報した事項を変更したときは、これらの事項についても、また同様とする。

一 定置漁業にあつては、定置漁具の位置及び定置の期間

二 共同漁業又は許可をした漁業にあつては、漁場の区域、敷設漁具の位置及び漁具敷設の期間のうち国土交通大臣の指定するもの

○ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

一 もつぱら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろ、設備を有するもの

2 この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える漁船をいう。

3 (略)

第四条 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。

一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船

二 漁業法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船（前号に掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数二十トン以上のもの

四 前三号に掲げるもの以外の動力漁船

2
2
9
（略）

○ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）

（漁業法等による措置）

第十七条 認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定に参加している漁業を営む者（認定資源管理協定に参加している団体の直接又は間接の構成員となつている特定漁業者を含む。）の数が認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる海洋水産資源を利用する漁業を営む者のすべての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、認定資源管理協定の対象となる海域における海洋水産資源の利用の合理化を図るための措置であつて認定資源管理協定の目的を達成するために必要なものを講ずべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3
（略）

(行政庁)

第十八条 この章の規定中「行政庁」とあるのは、資源管理協定の対象となる海域が一の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業が含まれない場合については当該海域を管轄する都道府県知事、その他の場合については農林水産大臣とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）（抄）

(基本計画)

第三条 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他農林水産省令で定める漁業（以下「指定漁業等」という。）の種類別に定める数量に関する事項

五十二 (略)

3 9 (略)

(基本計画等の達成のための措置)

第七条 農林水産大臣は基本計画（第三条第二項第六号及び第十号に掲げる事項を除く。）の達成を図るため、都道府県の知事は都道府県計画の達成を図るため、この法律の規定による措置のほか、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む

。）、第三項若しくは第四項、第三十九条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第五項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

（割当てによる採捕の制限）

第十一条 農林水産大臣は指定漁業等について基本計画に基づき、都道府県の知事は漁業法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要する漁業（第十八条第一項において「知事許可漁業」という。）について都道府県計画に基づき、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間の開始前に行うことができる。

2 5 （略）

（漁業法等による措置）

第十六条 認定協定に参加している者は、その数が認定協定の対象となる海域において認定協定の対象となる特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源について認定協定の対象となる種類の採捕を行う者のすべての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県の知事に対し、認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項又は第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 ・ 4 （略）

○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）（抄）

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六～九 (略)

2 (略)

